

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	枚方市 介護保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、介護保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

平成31年3月29日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	・統合データベース管理、連携機能 住民基本台帳情報や、住民税情報等、各業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用データベース(またはファイル)として保持し、庁内業務システム間の情報連携を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存各業務システム )
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
②システムの機能	<p>1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> <p>2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</p> <p>3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。</p> <p>4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等                                              [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバ、介護保険システム、既存業務システム )</p>
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の17の項(同条例施行規則第18条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の95の項</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3)</li> <li>・同表の30、90、95の項</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿社会部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	枚方市介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
その必要性	介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため</li> <li>・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格の確認のため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に係る届出の確認のため</li> <li>・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため</li> <li>・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	長寿社会部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民室、市民税課、国民健康保険室、年金児童手当課、生活福祉室、障害福祉室 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 医療保険者、日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	長寿社会部 介護保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申請・届出時に個人番号を記入してもらい、厳密な本人確認を行う。</li> <li>・番号法に定められた範囲内において資格管理・保険料賦課・認定申請・保険給付等の要件確認のため、評価実施機関内の他部署へ照会または移転を行う。</li> <li>・番号法に定められた範囲内において資格管理・保険料賦課・認定申請・保険給付等の要件確認のため、評価実施機関外の他機関へ照会または提供を行う。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・代理人による申請・届出時 申請書・届出書の記載内容と個人番号カード、通知カード等と突合の上、本人確認を行う。</li> <li>・評価実施機関内の他部署への照会または移転 内部番号(識別番号)を突合し、対象者の特定を行う。</li> <li>・評価実施機関外の他機関への照会または提供 符号を突合させて、対象者の情報を取得する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	介護保険システムの運用保守委託	
①委託内容	介護保険システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	システムの運用・保守及びシステム改修
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 25 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 7 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	提供先1～25 別紙1を参照。
①法令上の根拠	提供先1～25 別紙1を参照。
②提供先における用途	提供先1～25 別紙1を参照。
③提供する情報	提供先1～25 別紙1を参照。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある都度。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	市民安全部 危機管理室	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条)	
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先2</b>	健康部 国民健康保険室	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項(同条例施行規則第11条)	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワークを利用してデータ転送 )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>移転先3</b>	健康部 保健所 保健予防課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の1の項(同条例施行規則第2条)
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	福祉部 生活福祉室
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条)
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内ネットワークを利用してデータ転送 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先5</b>	福祉部 障害福祉室
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	長寿社会部 地域包括ケア推進課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項(同条例施行規則第14条)
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市介護保険被保険者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 介護保険システムを直接閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先7</b>	財務部 税務室 市民税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務
③移転する情報	介護保険料関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁内ネットワークを利用してデータ転送 )
⑦時期・頻度	
<b>移転先8</b>	
<b>移転先9</b>	
<b>移転先10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫内に設置したサーバ内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより入退室する者を管理する。
<b>7. 備考</b>	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 資格管理

個人番号、参照用住基情報、個人異動情報、被保険者情報、適用除外者情報、介護世帯員情報

### 2. 納付管理

納付原簿情報、収納状況情報、賦課根拠情報、賦課対象情報、収納履歴情報、分納計画情報、参照用税情報、生保受給者情報、老齢福祉年金受給者情報、滞納情報、過誤納還付充当情報、減免申請書情報、徴収猶予申請書情報、時効中断情報、一時差止対象給付費充当管理情報、第1号被保険者情報、年金受給者情報、名寄せ引渡し情報

### 3. 認定管理

受給者情報、意見書聴取結果情報、認定遅延者情報、指定サービス種類情報、居宅サービス計画情報、基準該当利用分点数情報、訪問調査結果情報、認定審査会結果情報、支給限度情報、謝金管理情報、給付制限情報、2号被保険者滞納情報、給付額減額情報、利用者負担減免情報、負担限度額認定情報、施設入退所者情報、医療保険情報、証発行情報、二次予防事業対象者情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、受給者異動情報、共同処理情報

### 4. 給付管理

現物給付実績情報、償還払い支給実績情報、高額介護サービス費支給実績情報、福祉用具支給実績情報、住宅改修支給実績情報、住宅改修事前申請情報、給付管理票情報、自己負担上限額情報、サービス項目管理情報、総合事業サービス項目管理情報、給付実績基本情報、給付実績明細情報、緊急時療養情報、特定診療情報、食事提供情報、食費居住費情報、居宅介護サービス計画費情報、給付実績集計情報、給付実績基本(過誤・再審査分)情報、給付実績明細(過誤・再審査分)情報、自己負担上限額(過誤・再審査分)情報、緊急時療養(過誤・再審査分)情報、特定診療(過誤・再審査分)情報、食事提供(過誤・再審査分)情報、食費居住費(過誤・再審査分)情報、居宅介護サービス計画費(過誤・再審査分)情報、給付実績集計(過誤・再審査分)情報、高額介護サービス費情報、高額介護サービス費(過誤・再審査分)情報、共同処理高額介護明細情報、共同処理高額介護集計情報、一時差止終了管理情報、高額介護算定実績情報、高額介護調整対象金管理情報、社会福祉法人軽減情報、高額医療合算介護サービス費支給基本情報、高額医療合算介護サービス費支給明細情報、高額医療合算介護サービス費自己負担額情報、高額医療合算介護サービス費支給額計算結果情報、高額医療合算介護サービス費支給決定情報、過誤・再審査申立情報、総合事業給付実績基本情報、総合事業給付実績明細情報、総合事業給付実績ケアマネ情報、総合事業給付実績集計情報、総合事業給付実績基本(過誤・再審査分)情報、総合事業給付実績明細(過誤・再審査分)情報、総合事業給付実績ケアマネ(過誤・再審査分)情報、総合事業給付実績集計(過誤・再審査分)情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での申請など情報入手の際には、対象者以外の情報を入手することのないよう、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の厳格な確認を行う。</li> <li>・申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないよう、申請書類等は1人につき1通ずつ記載する様式とし、申請書等の記載例を窓口で示すなどの対策を実施する。</li> <li>・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないよう、申請書類等は必要最小限の情報の記載となるような様式とする。</li> <li>・対象者以外の情報を入手することのないよう、他機関及び庁内連携を介して情報入手する際も、情報入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくなどの対策を実施する。</li> <li>・不必要な書類は受け取らないよう、申請書類等について受領すべき内容かを十分に確認する。もし、不必要な書類を提出された場合は返却する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      3) 課題が残されている                 </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険情報の取得に関して、書面での本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、書類等受領の際には本人確認及び委任状の確認を行う。</li> <li>・不適切な方法で情報を入手することのないよう、ユーザーID及びパスワードによる認証を行い、システム操作者のアクセス権限を限定するなどの対策を実施する。</li> <li>・入手情報の正確性について、窓口での聞き取りや添付書類との照合を行い確認するとともに、システム入力者・入力確認者・審査者等の複数人によるチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報の漏えい又は紛失防止のため、隣席から見えないよう窓口カウンターに衝立を設置するなどの対策を実施し、申請書類等はシステム入力・照合等確認後に施錠可能な書庫にて保管する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用が定められていない事務において使用する情報と個人番号が紐付けできないよう、システム上で制御している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      3) 課題が残されている                 </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 行っている                 </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム操作者、システム管理者等、各役割ごとにに応じてシステムへのアクセス権限を限定し付与したID・パスワードを発行、管理する。システム操作者のアクセス権限については、操作者の担当グループごとに所管事務に必要な範囲のみに限定している。</li> <li>・アクセス権限を有するシステム操作者又はシステム管理者が、異動又は退職等により権限を必要としなくなった場合には、ただちにアクセス権限を失効させる。</li> <li>・システム保守のため委託先・再委託先のアクセス権限を有する者に対しても、同様の扱いを行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	不要となっているID・パスワード及びアクセス権限が残り続けないよう、システム管理者が定期的にアクセス権限付与等の状況を確認し、該当するものがあつた場合には変更・削除を行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている                      3) 課題が残されている                 </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務運用端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・業務運用中にやむを得ず離席する場合はシステムからログオフする。</li> <li>・スクリーンセーバーを利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・システム画面のハードコピー等は事務処理に必要な範囲にとどめ、使用後はシュレッダーにて破棄する。</li> </ul>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない    4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	
その他の措置の内容	事前に申請許可された者以外はシステムにログインできないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室で受託業者が作業する場合は、介護保険課の職員が立会う。</li> <li>・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。</li> <li>・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他課の事務に属するデータを電子計算処理において利用しようとする場合は、当該事務を所管する部署の承認を受けなければならない。</li> <li>・審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残している。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</li> <li>・また、決められた提供・移転先のみには情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。</li> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また外部記憶媒体についても許可制としている。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;            ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;            1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条7号及び8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;            ・番号法の規定に基づき認められている範囲内においてのみ、中間サーバから統合宛名システムを通じて情報入手ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;            1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。            2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            4. 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;            ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバ運用における措置&gt;            ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用をしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ol>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①保管場所</p> <p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録している。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>②消去について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にパッチ処理で消去する。</li> <li>・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</li> </ul>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ol>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年7月14日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担当部署 ①部署	福祉部高齢社会室 介護担当	健康部 長寿社会推進室 介護担当	事後	部署の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	坂田 幸子	山本 宣茂	事後	所属長の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉部 高齢社会室	健康部 長寿社会推進室	事後	事務担当部署の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉部高齢社会室、福祉部生活福祉室、福祉部福祉指導監査課、財務部債権回収課	健康部長寿社会推進室、福祉部生活福祉室、福祉部福祉指導監査課、財務部税務室債権回収課	事後	使用部署の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 移転先3	健康部 保健予防課	保健所 保健予防課	事後	移転先の部署名の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 移転先6	福祉部 高齢社会室	健康部 長寿社会推進室	事後	移転先の部署名の変更は重要な変更にあたらないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 移転先7	財務部 市民税課	財務部 税務室 市民税課	事後	移転先の部署名の変更は重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 高齢社会室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	事後	連絡先の変更は重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料収納等 ・保険料減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び枚方市介護保険条例(平成12年枚方市条例第17号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の別表第1の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 2. 納付管理 ・保険料賦課、保険料収納等 ・保険料減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る給付制限等 3. 認定管理 ・要介護認定、要支援認定等 4. 給付管理 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 統一識別番号が未登録の個人について、統一識別番号を付番し、宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 中間サーバを通して他自治体等への情報照会要求を行い、照会結果を通知する機能。</p> <p>3. 情報提供機能 他自治体等へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバへ連携する機能。</p> <p>4. 符号要求機能 情報連携に用いる個人の識別子である符号の取得要求を、既存住民基本台帳システムまたは住基ゲートウェイに送信する機能。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>	<p>1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> <p>2. 情報照会機能 中間サーバを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</p> <p>3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバへ連携する。</p> <p>4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>	事後	システムの機能の変更は重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	<p>[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(中間サーバ、介護保険システム)</p>	<p>[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(中間サーバ、介護保険システム、既存業務システム)</p>	事後	他のシステムとの接続は重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法別表第1の68の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の17の項(同条例施行規則第18条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の95の項	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 5, 6, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47, 49条  <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 第93, 94項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46, 47条	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)  【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、33、39、58、90、95の項	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携は重要な変更であるため事前に提出
平成29年7月13日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担当部署 ①部署	健康部 長寿社会推進室 介護担当	長寿社会部 介護保険課	事後	部署の変更は重要な変更にあたらぬため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康部 長寿社会推進室	長寿社会部 介護保険課	事後	事務担当部署の変更は重要な変更にあたらぬため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康部長寿社会推進室、福祉部生活福祉室、福祉部福祉指導監査課、財務部税務室債権回収課	長寿社会部 介護保険課	事後	使用部署の変更は重要な変更にあたらなため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の許諾を得た場合は、この限りでない。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	再委託の許諾方法の変更は重要な変更にあたらなため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(26件) [○]移転を行っている(6件) [ ]提供を行っていない	[○]提供を行っている(25件) [○]移転を行っている(7件) [ ]提供を行っていない	事後	提供・移転の有無の変更は重要な変更にあたらなため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1	提供先1～26 別紙1を参照。	提供先1～25 別紙1を参照。	事後	提供先の削減によるリスク低減のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の56の2の項(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の10の項(同条例施行規則第11条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先3	保健所 保健予防課	健康部 保健所 保健予防課	事後	部署の変更は重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の1の項(同条例施行規則第2条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8の項(同条例施行規則第9条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先6	健康部 長寿社会推進室	長寿社会部 地域包括ケア推進課	事後	部署の変更は重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の13の項(同条例施行規則第14条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	・システム操作者、システム管理者等、各役割ごとに応じてシステムへのアクセス権限を限定し付与したID・パスワードを発効、管理する。システム操作者のアクセス権限については、操作者の担当グループごとに所管事務に必要な範囲のみに限定している。 ・アクセス権限を有するシステム操作者又はシステム管理者が、異動又は退職等により権限を必要としなくなった場合には、ただちにアクセス権限を失効させる。 ・システム保守のため委託先・再委託先のアクセス権限を有する者に対しても、同様の扱いを行っている。	・システム操作者、システム管理者等、各役割ごとに応じてシステムへのアクセス権限を限定し付与したID・パスワードを発行、管理する。システム操作者のアクセス権限については、操作者の担当グループごとに所管事務に必要な範囲のみに限定している。 ・アクセス権限を有するシステム操作者又はシステム管理者が、異動又は退職等により権限を必要としなくなった場合には、ただちにアクセス権限を失効させる。 ・システム保守のため委託先・再委託先のアクセス権限を有する者に対しても、同様の扱いを行っている。	事後	誤字訂正のため重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>個人情報保護に関する覚書 ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複製の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定</p> <p>個人情報に係る管理規定 ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定</p>	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法</p>	<p>許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。</p>	<p>再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・サーバ室で受託業者が作業する場合は、高齢社会室職員が立会う。 ・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。</p>	<p>・サーバ室で受託業者が作業する場合は、介護保険課の職員が立会う。 ・委託を受けたすべての業者(再委託先含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;</p> <p>・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;介護保険システムにおける措置&gt;</p> <p>・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条7号及び8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバ運用における措置&gt; ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバ運用における措置&gt; ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>①保管場所 &lt;枚方市における措置&gt; ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②消去について ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行う。</p>	<p>①保管場所 &lt;枚方市における措置&gt; ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はIDカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②消去について ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規程に基づく保管及び管理を行い、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成29年7月13日	Ⅳ 開示請求・問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 長寿社会推進室	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 長寿社会部 介護保険課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更のため
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [ ]内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらぬため
平成29年7月13日	別紙1 Ⅱ. 5. 特定個人情報の提供・移転 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先1(※関連※)	No. 26 別表第二項番117 提供先: 構成労働大臣 提供先における用途: 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 提供する情報: 介護保険給付等関係情報	削除	事後	提供先の削減によるリスク低減のため重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)  【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、33、39、58、90、95の項	【照会】 ・番号法別表第2の93、94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、47条)  【提供】 ・同表の1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項(同命令第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3) ・同表の30、90、95の項	事後	記入漏れの修正であり重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実績機関における担当部署 ②所属長の役職	山本 宣茂	課長	事後	所属長の変更は重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [ ] 児童手当・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他( )	・識別情報 [○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [ ] 児童手当・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他( )	事後	記入漏れの修正であり重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報（内部番号） 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため</li> <li>・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格の確認のため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に係る届出の確認のため</li> <li>・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報（内部番号） 対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため</li> <li>・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の各種申請・届出時点の居住地、世帯情報等を把握するため</li> <li>・地方税関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・医療保険関係情報 要介護認定申請時の医療保険被保険者資格の確認のため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 介護保険料の賦課要件確認のため</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報 介護保険被保険者資格取得、資格喪失等に係る届出の確認のため</li> <li>・年金関係情報 老齢福祉年金受給の確認のため</li> <li>・障害者福祉関係情報 介護保険適用除外施設入所者の確認のため</li> </ul>	事後	記入漏れの修正であり重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 本人又は本人の代理人</li> <li>[○] 評価実施機関内の他部署（市民室、市民税課、国民健康保険室、年金児童手当課、生活福祉室）</li> <li>[○] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構）</li> <li>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（ ）</li> <li>[ ] 民間事業者（ ）</li> <li>[ ] その他（ ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 本人又は本人の代理人</li> <li>[○] 評価実施機関内の他部署（市民室、市民税課、国民健康保険室、年金児童手当課、生活福祉室、障害福祉室）</li> <li>[○] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構）</li> <li>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（ ）</li> <li>[ ] 民間事業者（ ）</li> <li>[ ] その他（ ）</li> </ul>	事後	記入漏れの修正であり重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	日立キャピタル株式会社	株式会社 日立製作所 関西支社	事後	特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名は重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当</p>	<p>委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。  &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。  &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ
平成31年3月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/6/1	2017/7/14	事後	表現内容の修正のため重要な変更にあたらぬ